

奈良県告示第百十六号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十二條第一項の規定により、青少年に有害な器具刃物類として次のものを指定する。

令和二年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

品名	形状・構造	機能	指定理由
クロスボウ	銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで矢を発射させることができるもの	当該クロスボウに矢を装填し、発射した場合において、当該発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギー値が、装填時の矢の先端から1mの距離で0・05kgf・m/cm ² 以上のもの	人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は青少年の犯罪を誘発し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。